

(4) 特定施設及び特定建設作業一覧

ア 特定施設の一覧

(騒音規制法施行令別表1, 振動規制法施行令別表1, 市条例規則別表1-2)

特 定 施 設 * の 種 類		騒 音 規 制 法	振 動 規 制 法	長野市公害防止条例 (騒音規制)
金 屬 加 工 機 械	圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kW以上	—	—
	製管機械	全 て	—	—
	ベンディングマシン	ロール式かつ原動機の定格出力3.75kW以上	—	—
	液圧プレス	矯正プレスを除く	矯正プレスを除く	—
	機械プレス	呼び加圧能力 294kN (30重量t) 以上	全 て	—
	せん断機	原動機の定格出力 3.75kW以上	原動機の定格出力 1kW以上	—
	鍛造機	全 て	全 て	—
	ワイヤーフォーミングマシン	全 て	原動機の定格出力 37.5kW以上	—
	ブラスト	タンブラー以外 (密閉式のものを除く)	—	—
	タンブラー	全 て	—	—
建 設 用 資 材 製 造 機	切断機	といしを用いるもの	—	—
	空気圧縮機及び送風機	空気圧縮機:一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。 送風機:原動機の定格出力7.5kW以上	圧縮機:一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。	原動機の定格出力3.75kW以上、7.5kW未満
	冷凍冷蔵用ガス圧縮機	—	—	原動機の定格出力7.5kW以上
	空調用ガス圧縮機	—	—	原動機の定格出力7.5kW以上
	土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力 7.5kW以上	原動機の定格出力 7.5kW以上	原動機の定格出力3.75kW以上、7.5kW未満
	土石用又は鉱物用以外の破碎機	—	—	原動機の定格出力 3.75kW以上
	織機	原動機を用いるもの	原動機を用いるもの	—
	コンクリートプラント	混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上 (気ほうコンクリートプラントを除く)	—	—
	アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200kg以上	—	—
	コンクリートブロックマシン	—	原動機の定格出力の合計が2.95kW以上	—
	コンクリート管製造機械、コンクリート柱製造機	—	原動機の定格出力の合計が10kW以上	—
木 材 加 工 機 械	穀物用製粉機	ロール式かつ原動機の定格出力 7.5kW以上	—	ロール式かつ原動機の定格出力 3.75kW以上、7.5kW未満
	ドラムバーカー	全 て	全 て	—
	チッパー	原動機の定格出力 2.25kW以上	原動機の定格出力 2.2kW以上	—
	碎木機	全 て	—	—
	帯のこ盤	製材用は原動機の定格出力 15kW以上 木工用は原動機の定格出力 2.25kW以上	—	—
	丸のこ盤	製材用は原動機の定格出力 15kW以上 木工用は原動機の定格出力 2.25kW以上	—	—
	かんな盤	原動機の定格出力 2.25kW以上	—	—
	抄紙機	全 て	—	—
	印刷機械	原動機を用いるもの	原動機の定格出力 2.2kW以上	—
	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	—	原動機の定格出力 30kW以上 (カレンダーロール機を除く)	—
石材加工機械	合成樹脂用射出成形機	全 て	全 て	—
	鋳型造型機	ジョルト式	ジョルト式	—
	石材加工用切削機	—	—	原動機を用いるもの

* 移動式を除く。